

大学コンソーシアム京都「単位互換制度」 単位認定要件

<教養科目としての単位認定>

1. 対象学年： 1～3年次
2. 認定対象科目：
経営学部教授会があらかじめ認めた科目（科目は掲示で別途お知らせします）。
3. 単位認定：
教養科目（教養教育科目の選択科目）として4単位まで認定します。4単位を超えたものは、随意科目扱いとなります。
4. 履修登録制限：
大学コンソーシアム京都科目は、履修登録制限単位に含まれません。ただし、登録できる科目数は、単位数に係わらず各年次**2科目**までです（専攻科目の単位認定対象科目も含まれます）。
5. その他：
重複登録（本学で登録した科目と同一曜講時に登録すること）や移動時間から受講が困難であると考えられる科目の受講はできません。重複登録をした場合は、両方の科目とも無効になります。また、既に単位認定された科目を再度履修することはできません。
単位認定対象科目以外の科目は、随意科目として申し込みが可能です。

<専攻科目としての単位認定>

1. 対象学年： 2・3年次
2. 認定対象科目：
経営学部教授会があらかじめ認めた科目（科目は掲示で別途お知らせします）。
3. 単位認定：
学部選択科目（ただし、会計コース生は、コース選択科目）として**4単位**まで認定します。4単位を超えたものは、随意科目扱いとなります。
4. 履修登録制限：
大学コンソーシアム京都科目は、履修登録制限単位に含まれません。ただし、登録できる科目数は、単位数に係わらず各年次**2科目**までです（教養科目の単位認定対象科目も含まれます）。
5. その他：
重複登録（本学で登録した科目と同一曜講時に登録すること）や移動時間から受講が困難であると考えられる科目の受講はできません。重複登録をした場合は、両方の科目とも無効になります。また、既に単位認定された科目を再度履修することはできません。
単位認定対象科目以外の科目は、随意科目として申し込みが可能です。